証券コード　4591
2021年６月11日

株　主　各　位

東京都港区白金台三丁目16番13号
株式会社リボミック
代表取締役社長　中　村　義　一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、COVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使する方法をご検討いただきますようお願い申しあげます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

書面によって議決権の行使をされる場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

また、電磁的方法（インターネット）を通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って、2021年６月28日（月曜日）午後６時までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年６月29日（火曜日）　午前10時
（受付開始時間：午前9:30）

2．場　　所　東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　本館３階　グレース
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
なお､株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。

3．目的事項

報告事項　第18期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第２号議案　取締役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を当社ホームページ（https://www.ribomic.com/）に掲載させていただきます。

資源使用量節減のため、本定時株主総会終了後の決議通知の発送を行わず、当社ホームページに掲載させていただく予定ですので、ご理解のほどお願い申しあげます。また、当社とステークホルダーの皆様とをつなぐIRメール配信サービスを実施しており、メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、本サービスをご希望の方は当社ホームページよりご登録いただけましたら幸いです。

【COVID-19（新型コロナウイルス）感染防止への対応について】

COVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大防止の観点から、上記のとおり当日のご来場をお控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前に議決権を行使する方法をご検討いただきますようお願い申しあげます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催時点の感染拡大の状況、ご自身の健康状態や体調に十分にご配慮の上、マスク着用等の感染予防及び感染拡大防止策等にご配慮をいただくとともに、ご無理をなされないようお願い申しあげます。株主総会当日の検温の結果、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様等には、入場をお断りするなど、必要な感染拡大防止の措置を講じる場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。

また、当日は、当社役職員及びスタッフにおいて、マスクの着用等の感染拡大予防措置をとらせていただきます。

なお、COVID-19（新型コロナウイルス）の感染予防及び感染拡大防止のため又は政府の発表内容等により新たな措置を講じる場合や株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ（https://www.ribomic.com/）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法としましては、以下の３つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後６時到着分まで



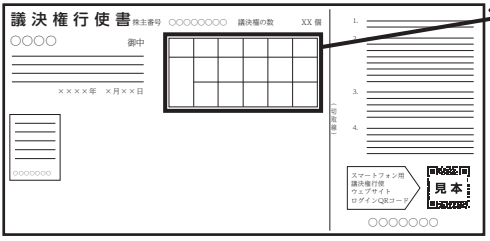
インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合　≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

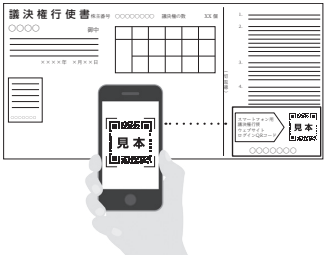
2021年６月28日（月曜日）
午後６時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

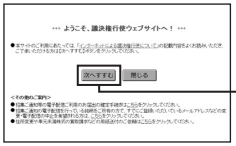
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

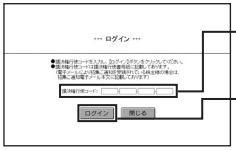
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　事業の経過及び成果

当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」を活用して、アプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）に取り組んでおります。当社が実施する創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行い、それを製薬企業にライセンス・アウトする「自社創薬」と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う「共同研究」があります。

そして、当社は、創薬探索（discovery-stage）から臨床開発（clinical-stage）まで実施できる企業へと成長することを大きな目標として、数年前から、適切な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC（Proof of Conceptの略であり、新薬の開発段階において、投与薬剤がヒトでの臨床試験において意図した薬効と安全性を有することが示されること。）を取得した後に、ライセンス・アウトすることを、当社の主要な事業スキームに加え、事業展開を進めております。

まず自社創薬に関しては、RBM-007（抗FGF2アプタマー）の臨床試験の推進に積極的に取り組みました。RBM-007は高齢者の失明の原因ともなりうる滲出型加齢黄斑変性症（wet AMD）と難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）を対象疾患としております。

wet AMDを対象にした臨床試験として、第１/２a 相臨床試験（試験略称名：SUSHI試験、非盲検、被験者数：9名、３用量）を2018年10月から2019年７月にかけて米国で実施いたしました。

その結果、全ての用量において、主要評価項目（安全性と忍容性の確認）を達成し、あわせて副次的評価項目において薬効を示唆する結果も認められました。この結果を受けて、2019年12月より、RBM-007の複数回投与による臨床POC確認を目的とした第２相臨床試験（試験略称名：TOFU試験）を米国で開始し、2021年5月25日現在で、予定患者登録数（81名）の約70％の患者登録が完了しており、2021年12月までに試験を完了する予定です。

この試験は、wet AMD患者を対象に、①RBM-007硝子体内注射の単剤投与群、②既存薬としてアイリーア（アフリベルセプト）硝子体内注射との併用投与群と、③アイリーア硝子体内注射の単剤投与群との間で、有効性と安全性を比較評価する無作為化二重盲検試験です。

TOFU試験の進捗に基づき、長期的な薬理作用に関する知見を得る目的で、追加試験（RAMEN試験）の被験者への投与を開始いたしました。RAMEN試験はオープン試験で、TOFU試験を完了した約40名の被験者に対して、追加のRBM-007の硝子体内投与を一ヶ月間隔で計４回行います。本試験の目的は、追加投与に伴う安全性と有効性、とりわけRBM-007の瘢痕形成抑制効果に関する知見を収集することです。

現在wet AMDの治療に使用されている既存薬（VEGF阻害剤）には、失明の原因となる網膜の瘢痕形成を抑制する作用がありません。瘢痕形成の評価には長期間の観察が必要なため、試験期間を延長したRAMEN試験によってRBM-007の瘢痕抑制に関する示唆が得られれば、臨床的に重要な結果となります。本試験は、TOFU試験と同様に、2021年12月までに完了することを目標としております。

これと並行して進めてきた国内外の製薬企業との提携協議の結果、2020年3月、韓国AJU薬品株式会社との間で、韓国・東南アジア地域におけるRBM-007のwet AMDを適応疾患とするライセンス契約を締結いたしました。これにより、当社は、契約一時金として1百万USドルを受領、今後、RBM-007の開発段階に応じて、開発マイルストーンとして最大5百万USドル、合計最大6百万USドルを受け取る権利を取得しております。

軟骨無形成症に関するプロジェクトは、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の支援（2015年度からの６年間）を受け、2020年7月より国内の１治験施設において、RBM-007の安全性・忍容性及び薬物動態の解析を目的とする第１相臨床試験（被験者：24名の健康成人男性）を開始し、2021年5月に投与を完了いたしました。なお、本プロジェクトは、2021年度から3年間AMEDの希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業として採択されています。

また、当社は、中長期的な成長のためには、RBM-007以外の既存パイプラインを継続的、重層的に発展させることが重要であると考えております。そのために、特に優れた薬効が動物試験で確認されているRBM-003（抗キマーゼアプタマー、心不全等）、RBM-010（抗ADAMTS5アプタマー、変形性関節症等）及びRBM-011（抗IL-21（インターロイキン21）アプタマー、肺動脈性肺高血圧症（PAH））を、RBM-007に次ぐ重点開発プログラムと位

置づけて研究開発に注力しております。

RBM-011は、PAHに対する新薬の開発研究としてAMEDの難治性疾患実用化研究事業の支援を受け（2017～2019年度）、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（「国循」）との共同研究によって治療薬候補としての抗IL-21アプタマーの創製に成功いたしました。2020年4月にその継続研究がAMEDの治験準備（ステップ1）研究として採択されました（2020～2022年度）。

PAHは、難治性呼吸器疾患に認定されている原因不明の病気であり、肺動脈壁が肥厚して血管の狭窄が進行した結果、全身への血液や酸素の供給が障害され、最終的には心不全から死に至ることのある重篤な疾患です。これまでの共同研究によって、当社が創製したRBM-011は、動物実験において、肺動脈壁の肥厚に対して、顕著な抑制効果をもつことが明らかになっています。今後は、PAHに対する国内での専門医療機関である国循と密に連携して、本剤を臨床試験に進めるべく開発を進めてまいります。

さらに、当社の使命に鑑み、現在世界的なパンデミックとなっている新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に対する治療薬の開発を目的としたアプタマー創薬研究を推進しています。

COVID-19の原因ウイルスSARS-CoV-2は、ウイルス表面のスパイクタンパク質（Sタンパク質）がヒトの細胞表面にある受容体（ACE2タンパク質）に結合することによって感染が開始され、その後細胞内に侵入し増殖することが明らかになっています。当社は、SタンパクやACE2タンパク質に結合することで、SタンパクとACE2タンパク質の結合を阻害し、あるいは細胞への侵入を阻止するようなアプタマーの創製を進めております。

現在までに、多数の候補配列情報を取得、表面プラズモン共鳴法を用いたスクリーニングによって、抗Sタンパク質アプタマーの候補（Sタンパク質に対する結合並びに宿主受容体ACE2への結合阻害活性を持つアプタマー）を複数特定することに成功しております（ヒット化合物の取得）。また、東京大学医科学研究所・アジア感染症研究拠点（研究代表者：合田仁特任准教授）との共同研究により、培養細胞を用いたin vitro試験において、取得された抗Sタンパク質アプタマーの中に、シュードタイプウイルス（水疱性口内炎ウイルスの粒子表面にSARS-CoV-2のSタンパク質を作らせた偽型ウイルス）の感染を抑制する活性を確認しました。また、これらのヒットアプタマーが変異型のSARS-CoV-2ウイルスのSタンパク質にも反応することを確認しております。今後は、取得されたヒットアプタマーから最適候補を選別して動物モデルでの感染阻害効果を検証する予定です。

COVID-19克服のためには、ワクチンと共に、発症者の治療のための医薬品が不可欠であり、当社も治療薬開発の努力を継続してまいります。

また、アプタマー医薬品の汎用性を、従来の医薬品では取り組みが難しかった分野で生かすべく、基盤技術の研究開発も進めており、GPCR（Gタンパク質共役型７回膜貫通型受容体）を標的とするRNAアプタマー創薬技術の開発（AMED委託事業。研究成果が米国科学アカデミー紀要に本年4月に掲載）や、コンピューター科学を応用した新技術の開発（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）委託事業）等を行っております。

さらに、社外との共同研究に関して、今般あすか製薬株式会社と産婦人科領域で重要な役割を担う特定のホルモン受容体を標的とした創薬研究開発に関する複数年間の共同研究開発契約を締結いたしました。また、2019年1月から開始したビタミンC60バイオリサーチ株式会社との共同研究開発においては、化粧品原料候補となるアプタマーの創製に成功し、実用化へ一歩進んでおります。

これらの結果、当事業年度において国循からの薬剤開発委託による収入82百万円を計上したこと等により事業収益を91百万円（前事業年度比24.2%減）、事業費用として研究開発費957百万円、販売費及び一般管理費374百万円計上し、営業損失は1,239百万円（前事業年度は営業損失914百万円）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入70百万円、JST委託事業による助成金収入11百万円等を計上した一方で、営業外費用として、第15回新株予約権の発行等に伴う株式交付費20百万円、為替相場の変動による為替差損9百万円を計上したことにより、経常損失は1,184百万円（前事業年度は経常損失853百万円）となりました。これにより当期純損失は1,187百万円（前事業年度は当期純損失855百万円）となりました。

なお、当社は創薬事業及びこれに付随する事業を行う単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

⑵ 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は1百万円であります。

その主なものは、建物附属設備（パーテーション）の取得によるものであります。

⑶ 資金調達の状況

当事業年度において、当社は、第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により5,004百万円、ストックオプションの行使により4百万円、合わせて5,008百万円の資金調達を実施しました。

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 15 期 (2018年３月期)	第 16 期 (2019年３月期)	第 17 期 (2020年３月期)	第 18 期 (当事業年度) (2021年３月期)
事　業　収　益（千円）	64,727	7,949	121,385	91,963
経常損失(△)　（千円）	△751,609	△835,200	△853,832	△1,184,998
当期純損失(△)（千円）	△753,048	△836,624	△855,042	△1,187,194
１株当たり当期純損失(△)　（円）	△55.61	△58.22	△53.62	△46.17
総　資　産（千円）	2,326,919	2,569,036	2,269,737	6,119,660
純　資　産（千円）	2,227,171	1,483,019	2,180,948	6,002,699
１株当たり純資産　（円）	156.54	102.95	123.27	215.04

（注）１株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

⑸ 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティー及び共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、Clinical(臨床)ステージ挑戦、次世代アプタマー・テクノロジーの開発、社会に対する企業価値の創出を掲げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて、以下について、特に重点的に取り組んでまいります。

①自社での治験の実施

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM-007による滲出型加齢黄斑変性症を対象とした第２相臨床試験を米国で実施中で、2021年12月までに試験を完了する予定です。また、軟骨無形成症を対象とした第１相臨床試験を国内で2020年7月に開始し、2021年5月に投与を完了いたしました。

当社の臨床開発については、30年以上の豊富な臨床開発経験を有する池上直隆氏（執行役員臨床開発部長、2020年10月より研究開発本部長に就任）が日本での臨床開発を、2021年3月から新薬開発経験が豊富なPadma Bezwada博士（RIBOMIC USA Inc. CEO）が米国での臨床開発を陣頭指揮し、臨床医や製品開発のエキスパートを含む外部の協力も得て進めております。

今後もRBM-007の開発推進に向け、一層の体制整備を図ってまいります。

②自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

③新規技術の開発
今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピューター科学を利用したアプタマー探索の人工知能（AI）技術の開発、細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマー、さらには脳内標的化アプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

④ライセンス活動の推進
ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。2021年3月からRIBOMIC USAの新CEOに就任したPadma Bezwadaは前職のXOMA社BD副社長として多くの事業提携を成功させた実績を有するため、当社のアライアンス実現に対して大きな貢献が期待できます。

⑤共同研究の推進
大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。

⑥ESG（環境/社会/企業統治）に関する取り組み
昨今の資本市場では、長期持続的な企業の成長を評価する上で不可欠な観点として、ESG（Environment/環境、Social/社会、Governance/企業統治）といった非財務情報への関心が高まっています。当社は、ESGに関して次のような方針で取り組んでまいります。
1）E（環境）
IT整備によるペーパーレス等の省資源や研究資源の管理、並びに分別廃棄を徹底した厳格な廃棄物管理に注力いたします。また、社外で実施されているリサイクル活動にも積極的に参加するなどの取り組みも合わせて推進してまいります。
2）S（社会）
当社は、難病や未だに薬のない病気（Unmet Medical Needs）に対する新薬を開発して、世界の医療と人々の健康に貢献するというミッション実現に向けた事業活動を展開しているため、「Social」は事業活動そのものと考

えています。希少疾患である軟骨無形成症治療薬の開発はその一例です。そのような中で、特に、現在世界的なパンデミックとなっている新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に対するアプタマー治療薬の開発は、アプタマーの卓越した優位性を発揮すべき当社の使命であると考えており、1日も早く候補アプタマーの創製・開発を実現するために努力してまいります。

３）G（企業統治）

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発を通して社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、社外取締役を２名から3名（第18回定時株主総会での承認が前提）体制にする他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりましたが、今後もコーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

・組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えており、必要に応じて組織体制の強化を図ってまいりました。その一環として、当社は2021年5月1日付で、研究開発本部内に治験薬の合成や管理を専門とする「CMC開発部」を新設し、管理本部内の「管理部」と「経営企画部」を「財務経理部」と「人事総務部」に名称変更して、機動的な組織体制を整えました。今後も事業構造や事業展開等を勘案した上で必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

⑹ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。

②アプタマー創薬に関する基礎及び応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム」を確立していること。

③「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。

④最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。

⑤創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。

⑥多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、及びこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

⑺ 主要な事業所（2021年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区白金台
RNA創薬研究所	東京都港区白金台
RIBOMIC USA Inc.	米国カリフォルニア州バークレー

⑻ 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	3名増	42.9歳	6.8年

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

2．株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　43,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　27,908,784株

（注）発行済株式の総数が前期末に比べて10,353,000株増加しております。

・行使価額修正条項付新株予約権（第15回新株予約権）の行使　10,341,500株

・ストックオプションの行使　11,500株

⑶ 株主数　16,335名（前期末比5,384名増加）

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚製薬株式会社	4,000,000株	14.33%
全薬工業株式会社	1,025,800株	3.67%
楽天証券株式会社	648,200株	2.32%
中村義一	568,000株	2.03%
株式会社ＳＢＩ証券	409,826株	1.46%
今津秀	355,100株	1.27%
大家功司	320,000株	1.14%
日本証券金融株式会社	313,000株	1.12%
藤本製薬株式会社	300,000株	1.07%
中村恵美子	295,000株	1.05%

3．新株予約権等の状況

⑴当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第９回新株予約権	第10回新株予約権
株主総会決議の日	2011年６月29日	2012年６月28日
割当日	2011年６月30日	2012年６月29日
保有人数及び新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	１人　80個	１人　50個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	―　―	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	5,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の１株当たり払込金額	390円	390円
新株予約権の行使期間	2011年６月30日から 2021年６月29日まで	2012年６月29日から 2022年６月28日まで

	第11回新株予約権
株主総会決議の日	2013年６月27日
割当日	2013年６月28日
保有人数及び新株予約権の個数	
当社取締役（社外取締役を除く）	１人　100個
当社社外取締役	―　―
監査役	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の１株当たり払込金額	390円
新株予約権の行使期間	2013年６月28日から 2023年６月27日まで

（注）2014年６月11日開催の取締役会決議により、2014年６月28日をもって普通株式１株を100株に分割いたしました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

⑵その他新株予約権に関する重要な事項

① 2018年５月28日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

第14回新株予約権は、発行した16,340個（1,634,000株）の一部が過年度において行使され残数は12,613個（1,261,300株）となっております。なお、第15回新株予約権の発行に係る払込金額が第14回新株予約権の発行要項に定める時価を下回ったため、発行要項の規定に従い、行使価額を612円から596円に調整しております。

② 2020年１月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

第15回新株予約権は、発行した118,000個（11,800,000株）のすべての行使について、2020年７月14日をもって完了しております。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　義一		RIBOMIC USA Inc. Director
取締役	今野　高章	取締役執行役員 管理本部長	
取締役	中村　恵美子	取締役執行役員 RIBOMIC USA Inc.管掌	RIBOMIC USA Inc. CFO兼Secretary
取締役	西畑　利明		
取締役	森　　俊介		TMパートナーズ合同会社代表社員 エディットフォース株式会社社外取締役 富山県「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム副事業責任者 ジェイファーマ株式会社社外取締役
常勤監査役	藤井　素彦		
監査役	矢部　　豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製薬株式会社社外監査役
監査役	藤井　康弘		藤井法律事務所弁護士

（注）１．取締役　西畑利明氏及び取締役　森俊介氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役　藤井素彦氏、監査役　矢部豊氏及び監査役　藤井康弘氏は、社外監査役であります。
３．監査役　矢部豊氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役　藤井康弘氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。

5．当社は社外取締役　西畑利明氏、森俊介氏、社外監査役　藤井素彦氏、矢部豊氏、藤井康弘氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．2020年６月25日開催の定時株主総会において、新たに今野高章氏が取締役に選任され就任し、2021年3月31日に辞任により退任いたしました。
7．2020年６月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役　宮﨑正是氏並びに藤原將寿氏は任期満了により退任いたしました。
8．当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中村　義一	代表取締役社長	代表取締役社長 兼 研究開発本部長	2020年6月25日
中村　義一	代表取締役社長 兼 研究開発本部長	代表取締役社長	2020年10月16日

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する額としております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容に関する方針等

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります。（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります（2014年6月26日定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等

取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

なお、指名・報酬委員会は、社外取締役2名、及び社外監査役3名から構成され、常勤の社外監査役が委員長となっております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	7名	94,624千円
監　査　役	3名	19,600千円
合　　計	10名	114,224千円

（注）取締役の員数、及び報酬の額には2020年６月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　西畑利明氏に該当事項はありません。

・取締役　森俊介氏はTMパートナーズ合同会社の代表社員、エディットフォース株式会社の社外取締役、富山県「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムの副事業責任者及びジェイファーマ株式会社の社外取締役でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

・監査役　藤井素彦氏に該当事項はありません。

・監査役　矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役でありますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

・監査役　藤井康弘氏は藤井法律事務所の弁護士でありますが、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
西畑 利明	取締役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、医薬品業界における経営全般及び臨床開発について豊富な経験と深い見識から、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般について発言を行っております。
森 俊介	取締役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに出席し、製薬企業並びにヘルスケア関連投資会社における研究開発から事業戦略の構築推進等の医薬品業界での豊富で幅広い経験から、当社の事業開発やアライアンス戦略について発言を行っております。
藤井 素彦	常勤監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された15回の監査役会のすべてに出席し、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を活かして、常勤監査役の見地から、当社の経営の監督に関する発言を行っております。
矢部 豊	監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された15回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業会計及び税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした発言を行っております。
藤井 康弘	監査役	当事業年度に開催された14回の取締役会のすべてに、また同じく開催された15回の監査役会のすべてに出席し、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員5名の報酬等の総額は35,600千円であります。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する額としております。

6．業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役及び執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。

2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。

3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存及び管理については、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

⑷ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

1 取締役会は、月に１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

2 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。

3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

⑸ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1　子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。

2　子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。

3　子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。

4　子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1　取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。

⑴法令及び定款に違反する事項

⑵内部通報制度による通報状況

⑶会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

2　監査役へ報告を行った取締役、執行役員及びその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

3　監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

4　重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑻ 監査役の職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑼　監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

⑽　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

（2018年５月14日　改訂）

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するために、当事業年度において、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役がそのすべてに出席いたしました。

② リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスク評価を行い、リスクの低減を図るとともに、リスク管理委員会での審議内容を取締役会において確認いたしました。

③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席いたしました。また当社グループの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役や使用人に説明を求めました。さらに当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図りました。

④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査を実施し、それぞれの検証結果を取締役会に報告いたしました。

⑤ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、インサイダー取引等に関する教育研修を適宜実施いたしました。

⑥ 内部統制の評価については、まず財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を評価した上で、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価では、選定された業務プロセスを分析して、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これら統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,050,339**	**流動負債**	**116,960**
現金及び預金	3,338,038	未払金	43,357
有価証券	2,500,000	未払費用	11,137
貯蔵品	3,038	未払法人税等	39,537
前渡金	153,984	前受金	3,666
前払費用	18,358	預り金	6,262
未収入金	201	その他	13,000
未収消費税等	35,894	**負債合計**	**116,960**
その他	823	（純資産の部）	
固定資産	**69,320**	**株主資本**	**6,001,438**
有形固定資産	**30,731**	**資本金**	**6,542,185**
建物	7,631	**資本剰余金**	**6,515,185**
工具、器具及び備品	23,099	資本準備金	6,515,185
無形固定資産	**151**	**利益剰余金**	**△7,055,932**
ソフトウエア	151	その他利益剰余金	△7,055,932
投資その他の資産	**38,438**	繰越利益剰余金	△7,055,932
関係会社株式	22,552	**新株予約権**	**1,261**
敷金	12,800	**純資産合計**	**6,002,699**
長期前払費用	3,085		
資産合計	**6,119,660**	**負債純資産合計**	**6,119,660**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
事業収益		**91,963**
事業費用		
研究開発費	957,605	
販売費及び一般管理費	374,000	1,331,606
営業損失（△）		**△1,239,643**
営業外収益		
受取利息	248	
助成金収入	82,727	
その他	1,221	84,196
営業外費用		
株式交付費	20,414	
為替差損	9,137	29,552
経常損失（△）		**△1,184,998**
特別損失		
固定資産除却損	985	985
税引前当期純損失（△）		**△1,185,984**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失（△）		**△1,187,194**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	4,029,956	4,002,956	4,002,956	△5,868,737	△5,868,737	2,164,174	16,773	2,180,948
当期変動額								
新株の発行	2,512,228	2,512,228	2,512,228			5,024,457		5,024,457
当期純損失（△）				△1,187,194	△1,187,194	△1.187,194		△1,187,194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△15,512	△15,512
当期変動額合計	2,512,228	2,512,228	2,512,228	△1,187,194	△1,187,194	3,837,263	△15,512	3,821,750
当期末残高	6,542,185	6,515,185	6,515,185	△7,055,932	△7,055,932	6,001,438	1,261	6,002,699

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ア　満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。

イ　子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。
但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　３年～15年
工具、器具及び備品　　４年～20年

②　無形固定資産　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　長期前払費用　　定額法によっております。

⑶　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

当事業年度の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、多額の資金を投入して医薬品の研究開発を進めていますが、安定的な収益計上に至っておらず、継続的に営業損失が発生し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、当事業年度において、固定資産に対する減損損失の認識の要否の検討を行っています。検討の結果、固定資産の帳簿価額（有形固定資産30,731千円、無形固定資産151千円）を回収できるだけの将来キャッシュ・フローが見込めるとして減損損失の計上は不要と判断しています。

② 会社上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、事業用資産については全社一体としてグルーピングを行っています。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、将来キャッシュ・フローの算出は事業計画を基礎として行っていますが、当該事業計画では、研究開発費総額のうち最も多くを占める主要なパイプラインである滲出性加齢黄斑変性を対象疾患としたRBM-007（以下、「RBM-007（wet AMD）」という。）のライセンス・アウト等に伴う収益計上を見込んでいます。当該収益計上については、ライセンス契約締結に伴う契約一時金の見積り額の算定根拠となる想定患者数、そのうちRBM-007（wet AMD）を使用する患者の割合及び想定される薬価、契約一時金の見積り額に乗じる成功確率並びにライセンス契約の締結に高い不確実性を伴うものであり、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　260,557千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権　440千円

関係会社に対する短期金銭債務　20,081千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

事業費用　326,452千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	17,555,784	10,353,000	－	27,908,784
合計	17,555,784	10,353,000	－	27,908,784

（変動事由の概要）

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　10,353,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,420,900株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金あるいは安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については主として新株の発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券はすべて満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程である資金運用管理規程の定めに従い、適切

な格付けを得た安全性の高い金融商品で運用しているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,338,038	3,338,038	－
(2) 有価証券	2,500,000	2,500,159	159
資産計	5,838,038	5,838,197	159
(1) 未払金	43,357	43,357	－
負債計	43,357	43,357	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	22,552

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

8．有価証券に関する注記

⑴　満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	－	－	－
	⑶ その他	1,900,000	1,900,159	159
	小計	1,900,000	1,900,159	159
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	－	－	－
	⑶ その他	600,000	600,000	－
	小計	600,000	600,000	－
合計		2,500,000	2,500,159	159

⑵　子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は22,552千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

9．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	71千円
繰越欠損金	1,549,571千円
その他	14,874千円
繰延税金資産小計	1,564,517千円
評価性引当額	△1,564,517千円
繰延税金資産合計	－千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	RIBOMIC USA Inc.	米国 カリフォルニア州	22	医薬品の開発	(所有)直接 100	医薬品の開発を委託 役員の兼任	外注費	326,452	立替金 未払金	440 20,081

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案の上、両社にて協議の上決定しています。

2．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　215円04銭

(2) 1株当たりの当期純損失　46円17銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社リボミック

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　津　大次郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前　田　　啓　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リボミックの2020年４月１日から2021年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社リボミック　監査役会

常勤監査役(社外監査役) 藤井 素彦 ㊞

監査役(社外監査役) 矢部 豊 ㊞

監査役(社外監査役) 藤井 康弘 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

１．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額7,055,932,587円を計上するに至っております。つきましては、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに今後の資本政策の柔軟性を高めることを目的として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はなく、また、発行済株式総数も変更いたしませんので、株主の皆様の所有株式数や１株当たり純資産額に与える影響はございません。

２．資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額　　6,542,185,295円のうち、6,492,185,295円
（減少後の額：50,000,000円）

資本準備金の額　　6,515,185,295円のうち、563,747,292円
（減少後の額：5,951,438,003円）

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金　7,055,932,587円

３．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおりその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は０円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　7,055,932,587円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　7,055,932,587円

4．資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日
2021年8月3日（予定）

第２号議案　取締役２名選任の件

2021年3月末日付で取締役今野高章氏が辞任により退任したことから、更に経営体制の強化を図るため、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、選任される取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおいわ　ひさと 大岩久人 （1958年6月15日）	1982年4月 株式会社住友銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 1999年4月 大和証券SBキャピタルマーケッツ株式会社（現　大和証券株式会社）出向 2008年4月 大和証券SMBC株式会社 執行役員キャピタルマーケット担当 2010年4月 日興コーディアル証券株式会社（現　SMBC日興証券株式会社） 常務執行役員　資本市場共同本部長 2014年10月 英国SMBC日興キャピタル・マーケット取締役会長 2017年6月 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社 常勤監査役 2019年11月 株式会社デジタルアセットマーケッツ デジタル資産事業準備室長 2020年10月 株式会社リアライズコーポレーション 取締役証券準備室長 2021年5月 当社入社　執行役員管理本部長（現任）	―株

≪取締役候補者とした理由≫

大岩久人氏は、国内外における商業銀行並びに証券会社の業務を通した広範な金融・経済関連の知識と経験を有する他、大手企業の常務執行役員として企業経営にも携わり、当社の経営組織基盤・体制の更なる整備・拡充に資する豊富な経験と実績を有しています。当社は、

当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化も期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	まつふじ　せんや 松藤千弥 （1958年7月4日）	1989年4月 東京慈恵会医科大学 栄養学教室・助手 1992年10月 米国ユタ大学人類遺伝学研究所・ハワードヒューズ医学研究所留学 1996年11月 東京慈恵会医科大学 生化学講座第2・助教授 2001年3月 同・教授 2007年5月 東京慈恵会医科大学 分子生物学講座・講座担当教授（現任） 2013年4月 東京慈恵会医科大学 学長・学校法人慈恵大学 理事（現任）	40,000株

≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫

松藤千弥氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏は、医師、大学教授・学長としての豊富な経験・知識等を有し、大学・病院等の組織マネジメント分野に携わってこられた経験をお持ちであることから、そのような専門的な知見に基づき、社外の立場から、当社グループの経営全般並びに医薬品開発について助言いただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者松藤千弥氏は、社外取締役候補者であります。
3．松藤千弥氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
4．松藤千弥氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出る予定であります。

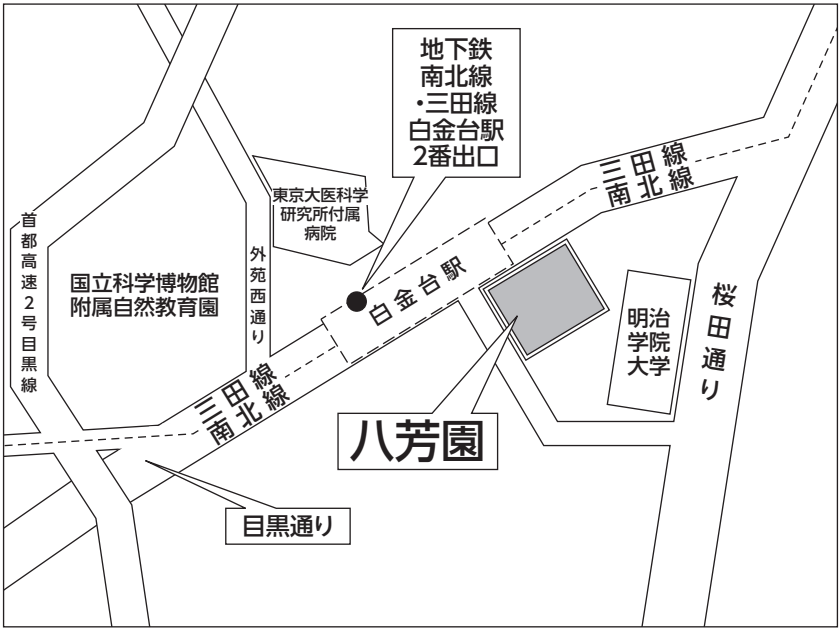
５．当社は、保険会社との間で役員賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。填補対象とされる保険事故は、株主代表訴訟、会社による責任追及訴訟、第三者による損害賠償請求訴訟等です。但し、被保険者の犯罪行為又は法令に違反すること等を被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、保険料は、会社が全額負担をしております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　本館３階　グレース
電話　03－3443－3111（代表）



交通：地下鉄
＜南北線・三田線＞白金台駅下車50m（2番出口より徒歩３分）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。